

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年7月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 市立保育所・地域子育て支援センターの平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年6月11日から令和元年6月28日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. わらすこ広場使用料の現金受払の管理について、新庄市財務規則等の関係例規に基づき適正な管理に努めること。	1. 会計課よりつり銭資金を借り受け、週1回納付手続きを行うよう改善いたします。 また、現金受払簿を整備し現金を引継ぎ、納入通知書（様式第29号）による納付の受払状況を明らかにいたします。